第４章
政策の実効性を高める横断的・総合的施策

第１節　広域的な共通課題の取組

１　広域連携会議

２　区市町村との連携による取組の促進

３　ゼロエミッション地区創出プロジェクト

第２節　都民・ＮＰＯ・企業などとの連携

１　環境学習の推進

２　東京都地球温暖化防止活動推進センター

３　国際環境協力の推進

４　ＩＣＡＰ（国際炭素行動パートナーシップ）での活動

５　企業等と連携した取組

第３節　広報・広聴

１　広報・情報提供の推進

２　広聴・公害紛争処理

第４節　環境に関する調査・研究

１　東京都環境科学研究所の概要

２　研究所において行う研究テーマ等

３　スタートアップとの連携による環境科学研究所の研究力強化事業

第５節　環境影響評価

１　環境影響評価制度

第　４　章　　政策の実効性を高める横断的・総合的施策

第　１　節　　広域的な共通課題の取組

［総務部環境政策課］

１　広域連携会議

今日の環境問題は、他の大都市や道府県においても共通な課題であり、広域的な対応が求められている。そこで、各種環境保全施策の効率性及び実効性をより高めるため、九都県市首脳会議環境問題対策委員会をはじめとした他の都市や道府県との広域連携会議において、共通課題についての協議及び共同研究並びに国等への働き掛けなど共同の取組を進めている。

図表2-4-1　主な広域連携会議一覧

名　　称	構　　成
九都県市首脳会議環境問題対策委員会 （平成元年設置）	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会 （昭和61年設置）	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
大都市環境保全主管局長会議 （昭和44年設置）	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
大都市清掃事業協議会 （昭和53年設置）	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、特別区、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

２　区市町村との連携による取組の促進

「2050 東京戦略」や「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」で掲げる 2035 年目標等の達成に向けて、環境政策の一層の推進を図るためには、地域の実情に精通している区市町村等との連携を一層強化していくことが重要である。

そこで、都は、都内の区市町村等が実施する地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政的支援を実施するため、令和８年度から令和12年度までを事業期間として「区市町村との連携による環境政策高度化事業」を創設し、都と区市町村等が一体となった取組の促進を図っている。

図表 2-4-2　区市町村との連携による環境政策高度化事業の概要

補助事業の種類	補助額
一般的対策事業（20 事業） (1)　環境課題の解決に向けた計画策定支援事業 (2)　地域と連携した省エネ・再エネ普及促進事業 (3)　家庭の省エネ・再エネ促進事業 (4)　地球温暖化対策報告書制度を活用した中小規模事業所の脱炭素化支援事業 (5)　自動車利用の抑制推進事業 (6)　ＺＥＶ活用による災害対応力強化事業 (7)　水素エネルギー普及拡大ムーブメント推進事業 (8)　プラスチックの持続可能な利用推進事業 (9)　食品ロス・リサイクル対策推進事業 (10)　廃棄物の３Ｒ推進事業 (11)　フロン排出削減対策支援事業 (12)　熱中症・ヒートアイランド対策推進事業 (13)　生物多様性保全のための生物基礎情報調査事業 (14)　希少な野生動植物の保全と外来種対策事業 (15)　地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業 (16)　生物多様性に配慮・貢献する行動変容促進事業 (17)　アスベスト飛散防止対策の推進事業 (18)　ＶＯＣ排出削減対策支援事業 (19)　廃棄物の適正処理推進事業 (20)　環境学習を通じた環境人材育成事業	(12)のメニューは補助対象経費の２／３ (12)のメニュー以外は補助対象経費の１／２
政策促進事業 ゼロエミッション東京など都が目指す「2050 年のあるべき姿」を見据え、都の重要政策と一体となって、政策的に促進する取組であり、区市町村等が地域の現場で実装し、かつ、地域での広がりや相乗効果を生み出す、施策の実効性を高める取組	補助対象経費の２／３

３　ゼロエミッション地区創出プロジェクト

区市町村の地域特性を踏まえた脱炭素化を進めるため、都独自の実効性ある「ゼロエミッション地区」創出に向け、区市町村・企業等とのマッチングや、実施計画の策定、合意形成をサポートするとともに、都が選定した面的取組の実装に向け、区市町村の取組に係る経費の一部を補助する。

補助対象	補助率等
再エネ設備、基盤インフラ整備、省CO_2等設備　等	補助率2/3、上限額10億円

第　２　節　　都民・ＮＰＯ・企業などとの連携

１　環境学習の推進　　［総務部環境政策課］

区市町村教育委員会、都教育庁と連携し、企業などが提供する優れた環境教育プログラムを積極的に小中学校へ紹介し、総合学習などにおける利用の促進を図っている。

平成20年度からは、都教育庁やＮＰＯ法人と連携し、全公立小学校の教員が環境教育の研修を受講できる機会を提供するとともに、私立学校にも積極的な参加を呼びかけ、実践的な環境学習プログラムを習得したリーダーを育成することにより、学校における環境教育の充実を図るなど、学校教育と連携した環境学習に取り組んでいる。

また、平成21年度から、中央防波堤内側埋立地の環境局庁舎内に、ごみ問題だけでなく地球温暖化など幅広い環境問題について学習できるよう、環境学習ホールをはじめとする展示施設（令和５年度末リニューアル）を開設するとともに、平成22年度からは、全ての都民が環境問題への理解を深め、環境に配慮した行動を取れるよう環境学習講座を開講している。

さらに、平成28年度から、子供をはじめとする全ての人々が水素エネルギーの社会的意義、将来像、安全性等について正しく学び、知識を習得できる施設として水素情報館「東京スイソミル」を（公財）東京都環境公社が開設・運営しており、環境学習の充実に向け東京都と連携している。

２　東京都地球温暖化防止活動推進センター　　［気候変動対策部計画課］

都内のCO_2の排出量を確実に削減していくためには、それまで取組が十分ではなかった中小規模事業所及び家庭における対策の強化が必要であることから、都は、平成20年２月、財団法人東京都環境整備公社（現　公益財団法人東京都環境公社）を「東京都地球温暖化防止活動推進センター」に指定した。

地域地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第38条第１項の規定に基づき、地球温暖化防止活動の促進を目的とする一般社団法人・一般財団法人等の中から、知事等が、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一団体に限って指定することができるものである。

東京都地球温暖化防止活動推進センターでは、中小規模事業所や家庭における地球温暖化対策の拠点として、都や区市町村・国などと連携した事業を展開している。具体的には、家庭向け省エネ講師派遣や地域における地球温暖化防止活動をサポートするための普及啓発とともに、省エネ・再エネ利用や水素エネルギーの普及等に向けた助成事業等を行っている。

３　国際環境協力の推進　　［総務部環境政策課］

気候危機への対応が喫緊の課題となっている中、国際社会では、CO_2排出の70％以上を占める都市の取組が鍵になるとの認識が一段と強まっており、キャップ・アンド・トレード制度等で先駆的な取組を進めている東京都の施策は、国連や世界銀行等の国際機関や世界の大都市から強い関心を集めている。

一方、経済成長と急速な都市化が進む新興国・途上国では、エネルギー消費量やCO_2排出量の増加、廃棄物処理、大気汚染、水質汚濁等の問題に直面し、環境問題に対処するための政策ノウハウや技術支援へのニーズが高まっている。

このため、東京都は都の先進的な取組を積極的に情報発信し、環境分野における都のプレゼンス

を高めていくとともに、都の政策ノウハウを積極的に提供し、世界の諸都市の気候変動対策に貢献していく。

また、廃棄物対策や資源循環施策、大気汚染対策、省エネとCO_2削減対策を中心に海外諸都市への政策・技術協力を推進していく。

(1) 国際社会への情報発信

都は、ロンドン市、ロサンゼルス市などとともに世界大都市気候先導グループ（C40）を構成し、C40サミットやワークショップで東京の先駆的な気候変動対策を発信している。

また、ＩＣＬＥＩ（イクレイ－持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)、ＵＮＦＣＣＣ／ＣＯＰ（国連気候変動枠組条約締約国会議）等の国際会議やサイドイベントに参加し、積極的に都の取組を紹介している。

平成30年５月に都が主催した「きれいな空と都市 東京フォーラム Tokyo Forum for Clean City and Clear Sky」では、世界の22都市の代表が一堂に会し、持続可能な都市環境を実現するための効果的な政策と知見について情報を共有するとともに解決策を議論し、東京宣言を採択した。

令和３年２月からは、脱炭素化に向けた実効性ある行動を加速させるため、東京発の気候危機行動ムーブメント「TIME TO ACT」を展開している。同年以降毎年国際会議を開催し、気候変動問題に先進的に取り組む有識者や大都市首長と、高まる気候危機の脅威とそれに立ち向かうための具体的な行動について議論し、世界に発信している。

(2) 国際協力の推進

都はC40メンバー都市として、気候変動対策等における都市や各セクターの役割の重要性を世界にアピールする共同行動に積極的に関与している。

また、都はC40の課題別ネットワークである「民間建築物省エネ」や「廃棄物資源化」等に参加し、平成26年６月には、東京で建築物の省エネをテーマにした「C40東京ワークショップ」を開催して東京の先進的な取組や低炭素ビルをアピールするなど、世界の諸都市との交流を進めている。令和元年９月には、「C40廃棄物資源化ワークショップ」を東京で開催し、実務担当者レベルでの議論を行った。

国際会議等でのこれまでの情報発信の結果、都の取組への注目が高まり、経済発展や都市化の進展に伴いCO_2排出増が懸念されるアジア諸都市から、脱炭素社会実現への支援要請が増加している。令和元年度から、環境省の「脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務」として、公益財団法人地球環境戦略研究機関（ＩＧＥＳ）と共に、マレーシア国クアラルンプール市における建築物の省エネ普及をはじめ、脱炭素都市実現に向けた支援を行ってきた。令和元年度から３か年の本連携事業は、都市の優れた取組として、令和４年10月にC40アワード（C40 Cities Bloomberg Philanthropies Awards)「気候ムーブメント部門」を受賞した。

また、世界には急速な都市化による廃棄物問題や大気汚染が深刻化している都市が多くあり、それらの都市は都の公害問題克服の経験や政策ノウハウに強い関心を示している。廃棄物分野では、これまで廃棄物処理やリサイクル技術に係る「資源リサイクル促進」研修を実施してきた。近年は資源循環施策に注力した研修や情報交換等を実施している。

北京市とは、平成21年度に締結した技術交流・技術協力に係る合意書に基づき、主に大気汚染対策分野において研究員の相互派遣やオンライン・ワークショップ等の交流を継続している。

都の環境施策に対する国際的な関心の高まりから、海外からの視察や研修訪問は近年増加傾向

にある。都の政策や東京の技術を伝えることは、相手方都市の環境問題の解決に寄与するほか、キャパシティ・ビルディング（組織的な能力向上）の効果も期待されることから、引き続き積極的に対応していく。

４　ＩＣＡＰ（国際炭素行動パートナーシップ）での活動

［気候変動対策部総量削減課］

ＩＣＡＰ（The International Carbon Action Partnership・国際炭素行動パートナーシップ）は、国や公的機関による温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）の国際的な連携に向け、専門的な議論・意見交換を行うフォーラムで、平成19年10月に設立された機関である。都は、平成20年７月に環境確保条例を改正し、日本で初めてキャップ・アンド・トレード制度を導入し、平成22年４月から総量削減義務を開始した。都は、こうした実績を基に、平成21年５月、ＩＣＡＰに加盟した。

都は、ＩＣＡＰに加盟する唯一の都市政府であり、アジアでは初めての加盟である。また、キャップ・アンド・トレード制度の導入に関心を持つ新興国及び途上国政府の政策担当者等を対象にＩＣＡＰが主催する講習会にも職員を講師として派遣するなど都の知見を共有している。平成29年６月には、ＩＣＡＰのメンバーやアジア諸国、国内自治体の政策担当者等が一堂に会するＩＣＡＰ東京シンポジウム2017を開催し、気候変動対策に関する国内外の先進的な取組の成果やノウハウの共有を行った。

都は、今後もこのような取組により国内及び世界の気候変動対策の推進に積極的に貢献していく。

図表2-4-3　ＩＣＡＰ加盟メンバー　　**（令和８年７月現在）**

国等（20）	（欧州17）欧州委員会、イギリス、フランス、ドイツ、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、ノルウェー、スイス、スウェーデン、オーストリア、スコットランド、ポーランド
	（オセアニア２）ニュージーランド、オーストラリア
	（南米１）ブラジル
州・地方政府（16）	（米国11）カリフォルニア州、ニューヨーク州、メーン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニュージャージー州、アリゾナ州、ニューメキシコ州、オレゴン州、ワシントン州、バーモント州
	（カナダ４）ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州、オンタリオ州、ケベック州
	（アジア１）東京都

５　企業等と連携した取組　　［総務部環境政策課］

東京を持続可能な都市として更に発展させていくためには、個人の行動変容を促すことが重要である。そこで都は、個人の「もったいない意識」を高め、消費行動に結びつけることを目的に「チームもったいない」を平成30年８月１日に発足した。当チームは、幅広く様々な場面で一般消費者に対し、「もったいない」の意識を伝え、行動変容のきっかけをつくる活動に取り組む企業やＮＧＯなどの団体、都民に広く参加してもらい、持続可能な社会の実現を目指す。

第　３　節　　広報・広聴

［総務部総務課］

１　広報・情報提供の推進

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因していることが多いため、その解決には都民や事業者の理解と協力が欠かせない。そこで、都民、事業者の環境問題に対する意識を高め、環境行政についての理解を深めるため、様々な広報活動を行っている。

(1) 広報活動の展開

ア　パブリシティ

新聞、テレビ、ラジオによる報道は、幅広い層への影響力が大きく、広域性に優れているため、都庁記者クラブに対して積極的に情報提供を行っている（令和７年度発表件数：339件）。このうち、重要な案件については、省庁の記者クラブ、海外のプレスなど、都庁記者クラブ以外にも広く提供している。

また、会議やイベントへの取材や事業に対する個別取材にも的確に対応し、事業内容に関する情報提供に努めている。

イ　都の自主媒体による広報

(ｱ) インターネット(環境局ホームページ［アドレスhttps://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/］)

開かれた環境行政を推進するために、平成11年２月にホームページを開設し、平成25年３月には、スマートフォン専用のページを公開した。

令和６年２月には、利用者の利便性向上等を目的として、全庁統一のホームページにリニューアルされた。ページビュー数は、月平均約98万件（令和７年度実績）である。

併せて、効果的な広報展開を行うため、局事業に関する映像資料の作成、ＸやFacebook、YouTube等のソーシャルメディアを活用するなど、ターゲットに応じた広報媒体を選択し、都の環境行政をより多くの人に分かりやすく発信している。

(ｲ) 印刷物

「広報東京都」を通じ、個々の事業内容を広く都民に紹介している。

(ｳ) 電波媒体

「都民ニュース」・「東京インフォメーション」等のラジオ・テレビ番組を通じ、最新の情報を映像や音声を使って分かりやすく提供している。

ウ　東京都環境賞の贈呈

都の環境行政への協力や環境保全に係る活動において功績のあった団体、事業所などに対して、その功績をたたえるとともに、取組の普及拡大を図るため、東京都環境賞の贈呈制度を設けている。

(2) 環境情報におけるＩＣＴの推進

ア　情報管理の推進

局における情報資産の適正な管理及び活用を図るため、サイバーセキュリティ対策等の情報管理に関する制度の運用及び周知を行うとともに、関係部署との連絡調整を通じて、適切な情報管理体制の確保に取り組んでいる。

イ　デジタル関連施策及びサイバーセキュリティ対策の推進

局のデジタル関連施策担当として情報システムにおけるデジタル予算やシステムアセスメントの実施等に係る連絡調整を行っている。また、局ＣＳＩＲＴとして、関係部署及び都ＣＳＩＲＴと連携してサイバーセキュリティの確保に努める。

(3) 情報公開

東京都情報公開条例に基づき、都民等からの公文書開示請求に対応している。令和７年度の開示等決定件数は76件であり、土壌汚染や緑化計画、地下水汚染に関する公文書を対象とした請求が多い。

また、平成29年10月から公文書情報提供サービスを開始し、インターネットを通じて公文書の電子データを提供している。令和７年度の提供実績は165件である。

あわせて、都民からの開示請求を待つことなく、積極的に都政に関する情報を公文書情報公開システムや都民情報ルームなどの窓口、インターネットなどで公表・提供している。

図表2-4-4　開示請求実績　　**（単位：件）**

	開示	一部開示	不開示	不存在	却下	存否拒否	合計
令和７年度	44	21	0	8	1	2	76
令和６年度	39	22	3	27	2	1	94
令和５年度	47	26	2	21	3	1	100

（注）却下：インターネット上に公開されているなどの理由により、公文書の開示をしなかったもの

２　広聴・公害紛争処理

都民から寄せられる苦情・要望等に迅速かつ適切に対応するとともに、これを集約・分析して施策に反映させていくことは、環境行政に対する理解と協力を得て、都民との信頼関係を構築する上で重要である。

そこで広聴事業として、環境行政全般に関する都への提言・要望等（以下「都民の声」という。）を郵送、電子メールなどで受け付けている。

(1) 都民の声

令和７年度、環境局に寄せられた問合せ、相談を含む都民の声は、49,246件であった。内訳としては廃棄物対策や気候変動対策、大気・水質・土壌汚染に対する意見が比較的多い。

過去に、環境局に寄せられた都民の声の年間受付件数の推移は、令和６年度：54,763件、令和５年度：60,758件である。

図表2-4-5　都民の声内訳（令和７年度）　　**（単位：件）**

	提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合　計
政策企画局経由	20	1,592	121	31	30	4	5	1,803
他局等経由	1	349	5	20	4	0	5	384
環境局受付	39	627	842	175	27,304	17,933	139	47,059
合　　計	60	2,568	968	226	27,338	17,937	149	49,246

(2) 公害苦情対応

環境確保条例に基づき、公害対策に関する多くの事務が区市に移譲されており、都と区市がそれぞれの業務分担に応じて苦情対応を行っている。

都は公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員を設置し、窓口及び電話での相談対応を行うとともに、都及び区市町村に寄せられた苦情等の受付状況を集約し、分析を行っている。

令和６年度の公害苦情受付件数は7,638件（都及び区市町村の合計）である。このうち騒音に関する苦情が約48.8％（3,726件）と最も多かった。

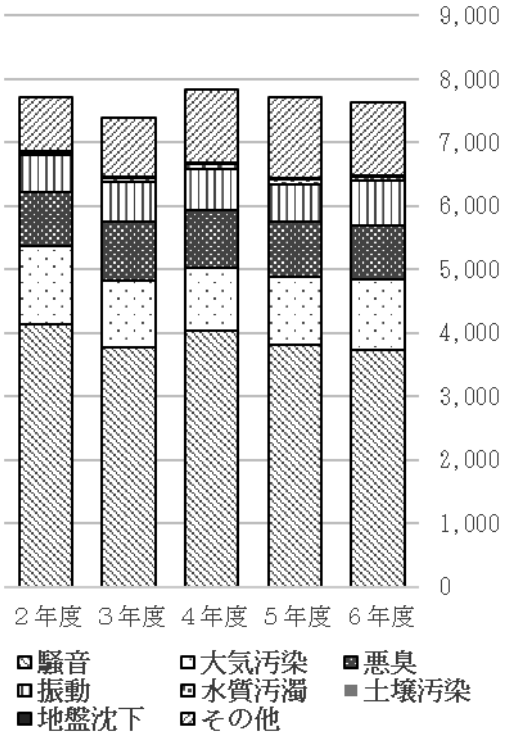
図表2-4-6　公害苦情受付件数推移

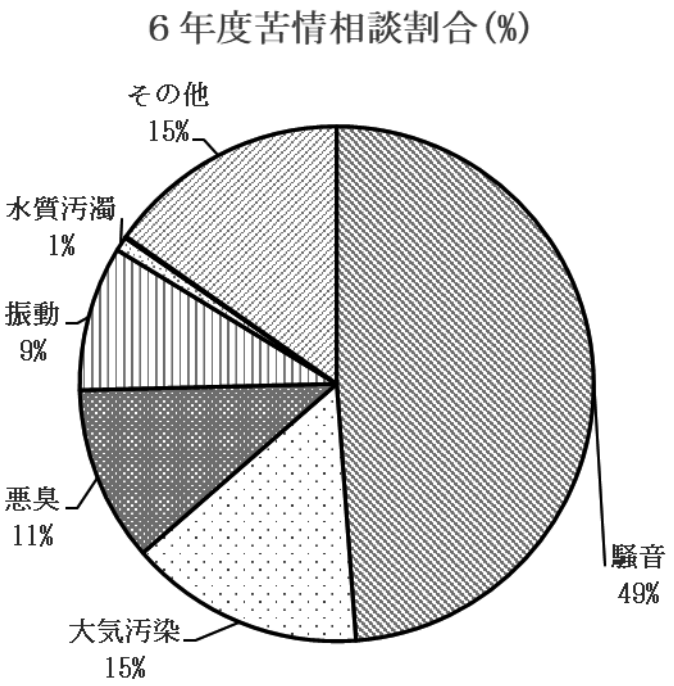
年度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
件数	7,043	7,025	6,641	6,408	6,402	6,371	6,273	7,720	7,383	7,838	7,723	7,638

図表2-4-7　現象別公害苦情受付件数（令和２年度～令和６年度）

	騒音	大気汚染	悪臭	振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
６年度	3,726	1,128	843	698	70	3	4	1,166	7,638
割合(%)	48.8	14.8	11.0	9.1	0.9	0.04	0.05	15.3	100.0
５年度	3,821	1,059	868	599	79	5	2	1,290	7,723
割合(%)	49.5	13.7	11.2	7.8	1.0	0.07	0.03	16.7	100.0
４年度	4,028	996	921	635	84	14	1	1,159	7,838
割合(%)	51.4	12.7	11.8	8.1	1.1	0.2	0.01	14.8	100.0
３年度	3,772	1,047	927	633	65	7	2	930	7,383
割合(%)	51.1	14.2	12.6	8.6	0.9	0.1	0.03	12.6	100.0
２年度	4,135	1,235	842	595	46	4	4	859	7,720
割合(%)	53.6	16	10.9	7.7	0.6	0.05	0.05	11.1	100.0

（注）割合（%）は、端数処理のため合計値が一致しない場合がある。





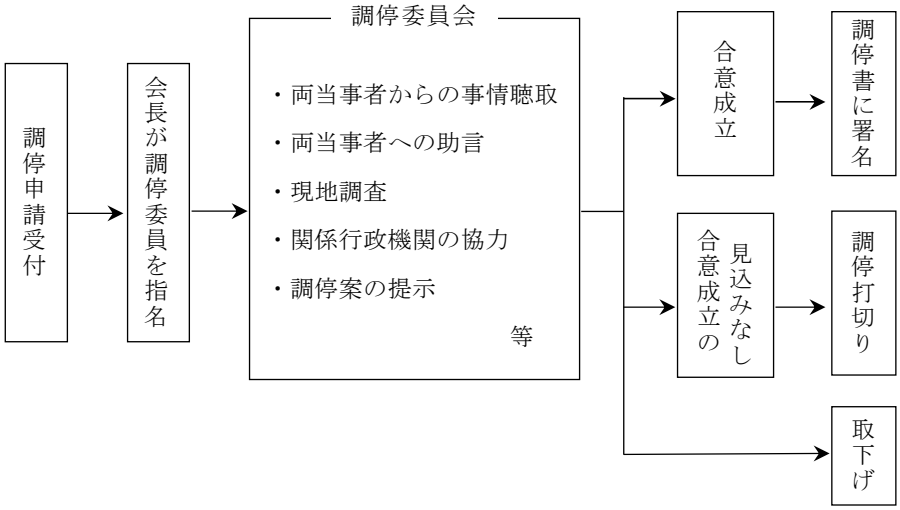
(3) 公害紛争の処理（東京都公害審査会）

公害をめぐる紛争を行政機関によって迅速かつ適正に解決するため、公害紛争処理法に基づき、昭和46年４月から東京都公害審査会（知事の附属機関）を設置している。

審査会は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する15名の委員によって構成され、委員には法により政治的中立性が求められる。対象となる紛争は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の典型７公害に係る民事上の紛争である。

紛争処理の制度には、あっせん、調停、仲裁の手続があるが、このうち利用される機会の多い調停手続の主な流れは、次のとおりである。

図表2-4-8　調停手続の主な流れ



図表2-4-9　紛争事件の処理状況（令和８年６月１日現在）　　**（単位:件）**

	受付件数			処理内容						
	申請	職権	計	送付	引継ぎ	成立	打切り	取下げ	係属中	計
あっせん	7	1	8	0	0	4	4	0	0	8
調停	248	1	249	3	1	123	96	20	6	249
仲裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	255	2	257	3	1	127	100	20	6	257

（注）「送付」とは、公害等調整委員会に送付した県際事件（加害行為地と被害発生地が異なる都道府県の区域内か、又は二以上の都道府県の区域内にある紛争）である。
「引継ぎ」とは、相当と認める理由があったことから、公害等調整委員会に引き継いだ事件である。

図表2-4-10　最近の東京都公害審査会取扱事件一覧(令和８年６月１日現在)

事　件　表　示	申 請 人 の 請 求 事 項	申請受付	終　　結
令和２年（調）第１号	工場からの騒音・低周波音・振動防止	R 2. 3. 2	R4.3.29 打切り
〃　（調）第２号	工事一時中断、粉じん等防止	R 2. 5.27	R4.3.15 成立
〃　（調）第３号	物流倉庫からの騒音防止	R 2.10. 1	R3.7.15 打切り
令和３年（調）第１号	公園からの騒音防止	R 3. 2.25	R3.11.29 取下げ
〃　（調）第２号	公園内バーベキューサイト運用再開差止	R 3. 3. 1	R4.2.15 打切り
〃　（調）第３号	住居設備等からの低周波騒音低減	R 3. 3.12	R5.3.27 打切り
〃　（調）第４号	地下鉄駅換気塔からの騒音低減	R 3. 4. 6	R3.4.20 取下げ
〃　（調）第５号	公園内バーベキューサイト運用再開差止（参加申立）	R 3. 4.14	R4.2.15 打切り
〃　（調）第６号	公園内バーベキューサイト運用再開差止（手続の分離）	R 3. 6.18	R3.6.18 打切り
〃　（調）第７号	飲食店からの騒音防止	R 3. 8.23	R5.6.26 打切り
〃　（調）第８号	清掃工場建替工事に係る騒音・振動・粉じん防止	R 3. 9.16	R5.3.13 打切り
〃　（調）第９号	鉄道走行による騒音・振動低減	R 3.12. 9	R5.1.19 打切り
令和４年（調）第１号	清掃工場建替工事に係る騒音・振動・粉じん防止（参加申立）	R 4. 2.10	R5.3.13 打切り
〃　（調）第２号	飲食店室外機からの騒音防止及び損害賠償	R 4. 9.16	R4.12.22 打切り
〃　（調）第３号	飲食店からの騒音防止(令和３年（調）第７号事件と同一案件)	R 4. 9.21	R5.6.26 打切り
令和５年（調）第１号	運送業者営業所からの騒音防止	R 5. 8. 2	R6.9.3成立
〃　（調）第２号	駐車場からの騒音防止	R 5. 8. 3	R6.5.30 成立
〃　（調）第３号	飲食店からの煙害防止	R 5. 8. 3	R5.11.10 取下げ
〃　（調）第４号	学童保育施設からの騒音防止	R 5. 9.26	R6.7.2 打切り
〃　（調）第５号	電気温水器等からの振動防止	R 5.10.11	R6.4.11 打切り
〃　（調）第６号	マンションからの悪臭防止	R 5.10.19	R6.7.25 打切り
〃　（調）第７号	飲食店室外機からの騒音低減	R 5.10.20	係属中
〃　（調）第８号	室外機等からの騒音防止	R 6. 1.31	R7.5.20 打切り
令和６年（あ）第１号	解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償	R 6. 2.26	R6.5.20 打切り
〃　（調）第１号	印刷機等からの悪臭防止及び損害賠償	R 6. 9.30	R7.2.27　取下げ
令和７年（調）第１号	物流施設等建設計画見直し等	R 7. 2.26	係属中
〃　（調）第２号	物流施設等建設計画見直し等（参加申立）	R 7. 6.25	係属中
〃　（調）第３号	ドラッグストア室外機からの騒音低減	R 7. 8.28	係属中
令和８年（調）第１号	物流施設等建設計画見直し等（参加申立）	R 8. 1. 9	係属中
〃　（調）第２号	バス運行に伴う騒音に係る損害賠償等	R 8. 4.27	係属中

第　４　節　　環境に関する調査・研究

［総務部環境政策課］

環境局は、東京都環境基本条例に基づき「東京都環境基本計画」を策定し、豊かな環境を保全し、創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な東京を実現するため、様々な環境課題に対する施策を展開している。

今後も、持続的な発展が可能な都市として東京を成熟させつつ、環境問題に対して果敢に取り組むなど、更なる施策を展開していく必要があり、これらの施策展開には、科学的な知見の集積や技術開発の推進が不可欠である。

このため、環境局は、東京都環境科学研究所の活用を含め、調査･研究等の一層の充実を図ることとし、「環境局調査・研究等基本方針（平成18年度）」を策定し、これに基づき局における調査・研究等業務を実施することとした。

１　東京都環境科学研究所の概要

東京都環境科学研究所は、環境行政を推進していく上で必要な科学的知見を得るために環境局に設置された試験研究機関である。昭和43年に東京都公害研究所として開設され、昭和60年に東京都環境科学研究所と名称を改め、現在の江東区新砂に移転した。

また、平成12年からは旧清掃研究所（昭和35年設立）と統合し、廃棄物関係を含めた総合的な環境科学の調査研究を行う機関としてその役割を担ってきた。

今後とも先導的な環境施策を実施していくため、東京都環境科学研究所が担っている試験研究機能をより一層充実させていく必要があることから、平成19年度から財団法人東京都環境整備公社（現　公益財団法人東京都環境公社）へ移管するとともに、都からの職員の派遣、施設等の提供を実施し、研究等業務を委託している。平成28年度には、水素エネルギー等に関する研究を進めるため、次世代エネルギー研究科を設置した。

さらに令和６年度に、気候変動、生物多様性に関する課題に対応するため、環境資源研究科を環境資源・生物多様性研究科に、次世代エネルギー研究科を気候変動・環境エネルギー研究科に改組した。このほか、都の会計制度の下では困難な外部資金の導入や、任期付研究員の活用、大学等との共同研究、スタートアップとの連携による研究力の強化など、都民ニーズに応じた取組をこれまで以上に機動的かつ効率的に行っていく。

２　研究所において行う研究テーマ等

令和８年度の主な研究テーマ等は次のとおりである。

図表2-4-11　東京都環境科学研究所　研究テーマ等（令和８年度）

研究テーマ		
１　エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現		
	１	脱炭素化に向けた中小規模事業所対策の調査研究
	２	都市部における生ごみなどバイオマス系資源焼却に頼らない循環利用に関する研究
	３	再資源化の見える化に資する研究
	４	東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究
	５	都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究
	６	水素エネルギーの実装化に向けた調査研究
２　生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現		
	１	東京における地下水の実態把握に関する研究
	２	保護上重要な野生生物種の保護策強化に向けた調査研究
	３	特定外来生物キョン防除事業の強化に向けた調査研究
３　快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保		
	１	自動車環境対策の総合的な取組に関する研究
	２	微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究
	３	高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究
	４	有害化学物質によるリスク評価及びリスク管理に関する研究
	５	災害時等におけるPFAS等分析対応能力の向上

環境技術支援等	
１	自動車排出ガス測定体制の整備
２	ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援
３	自然由来等土壌の合理的な処理促進に関する技術支援
４	分析精度管理等
５	都及び区市町村の職員への技術支援
６	国際環境協力に関する技術支援
７	フロン類の大気中濃度把握に関する技術支援
８	環境汚染事故発生時における緊急的対応

３　スタートアップとの連携による環境科学研究所の研究力強化事業

多様化・複雑化する環境課題の解決に向けて、環境科学研究所の研究力強化に資する先進的な技術や製品・サービスを有するスタートアップとの連携事業を実施する。

第　５　節　　環境影響評価

［総務部環境政策課］

１　環境影響評価制度

環境影響評価制度は、事業者が大規模な開発事業などを実施するときに、あらかじめ、その事業の実施が環境に与える影響を調査・予測・評価し、その結果について、住民や関係自治体の意見などを聴きながら、環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組みである。

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、その対策には多大な費用と年月を要するばかりでなく、回復が困難な場合もある。良好な環境を保全していくためには、環境影響評価制度などの未然防止対策が重要である。

都では、東京都環境影響評価条例（昭和55年制定）に基づき、計画段階及び事業実施段階における環境影響評価手続を運用している。また、国においても、平成９年に環境影響評価法が制定されており、法対象事業についても都条例と同様に環境影響評価手続を運用している。

(1) 計画段階環境影響評価

ア　対象計画

条例において計画段階環境影響評価の対象とする計画は、次のとおりである。

(ｱ) 個別計画：原則として事業段階環境影響評価の対象となる事業規模の２倍以上の事業に係る計画

(ｲ) 広域複合開発計画：複数の対象事業の実施が予定されている30ha以上の地域において、複合的・累積的に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発計画

イ　制度の適用主体

計画段階環境影響評価は、東京都の策定する計画を適用の対象とする。

ウ　手続の主な流れ

(ｱ) 事業者は、対象計画を策定しようとするときは、技術指針に基づいて、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして作成した複数の計画案について、当該複数の計画案に基づく事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、環境配慮書を作成して知事に提出する。その内容は、公示・縦覧・説明会等により住民に周知され、これに対して、都民から意見書の提出や都民の意見を聴く会での都民意見の表明がなされ、関係区市町村長からも意見書等が提出される。

(ｲ) これら都民の意見書、都民の意見を聴く会での都民意見及び関係区市町村長の意見に対する事業者の見解を聴くため、知事は事業者の意見を聴く会を開催する。

(ｳ) 一方、環境配慮書は、学識経験者で構成される環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書、都民の意見を聴く会での都民意見、関係区市町村長の意見及び事業者の意見を聴く会における事業者の見解を勘案しながら審査意見書を作成し公表するとともに、事業者に送付する。

(ｴ) 事業者は、対象計画の策定に当たっては知事の審査意見書等を尊重し、当該対象計画を策定したときは、知事に策定した計画の内容等を報告する。

(2) 事業段階環境影響評価手続の調整

計画段階環境影響評価の導入に伴い、事業段階環境影響評価との調整を図るため、次の措置を講ずる。

ア　調査計画書手続の省略

計画段階環境影響評価を実施する計画で、環境配慮書に事業段階環境影響評価における調査計画書に相当する内容を記載したものについては、調査計画書に係る手続を省略する。

イ　環境影響評価書案手続の省略

計画段階環境影響評価を実施する計画で、環境配慮書において事業段階環境影響評価書案に相当する予測・評価をしたものについては、環境影響評価書案に係る手続を省略する。

(3) 事業段階環境影響評価

ア　対象事業

条例が対象にする事業は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業とする。

イ　手続の主な流れ

(ｱ) 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、技術指針に基づいて、事業の実施による環境影響の調査や予測・評価の方法を記載した環境影響評価調査計画書を作成して、知事に提出する。その内容は公示・縦覧され、これに対して、都民や関係区市町村長から意見書が提出される。

また、調査計画書は、環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書及び関係区市町村長の意見を勘案しながら審査意見書を作成し、公表するとともに、事業者に送付する。

事業者は、知事の審査意見書等を踏まえて、環境影響評価項目の選定等を行う。

(ｲ) 事業者は、調査計画書に基づいて調査・予測・評価を行い、環境影響評価書案を作成して知事に提出する。その内容は、公示・縦覧・説明会等により住民に周知され、これに対して、都民から意見書の提出がなされる。

また、関係区市町村長からも意見書が提出される。

(ｳ) 事業者は、これらの意見に対する見解を明らかにするため、見解書を作成する。その内容は、評価書案と同様に公示・縦覧により住民に周知される。

(ｴ) 見解書の公示・縦覧後に、都民の意見を聴く会が開催され、都民は評価書案や見解書の内容について意見を述べることができる。

(ｵ) 一方、環境影響評価書案は、環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書、関係区市町村長の意見及び事業者の作成した見解書等を勘案しながら審査意見書を作成し、公表するとともに、事業者に送付する。

(ｶ) 事業者は、知事の審査意見書等を踏まえて環境影響評価書を作成し、知事に提出する。知事は、この評価書を公示・縦覧に供するとともに、許認可権者に対して、その内容に配慮するよう要請する。

(ｷ) 事業者は、環境影響評価の手続が終了した後、知事が定める事後調査基準に基づいて事後調査報告書を作成し、知事に提出する。知事は、この内容を公表するとともに、必要に応じて環境影響評価審議会の意見を聴いた上で内容を審査し、その結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに事業者に対して必要な措置を取ることを求めるとともに、規制権者等に対して規制などの必要な措置を講じるよう要請する。

(4) 環境影響評価技術指針及び環境影響評価事後調査基準

技術指針は、環境影響評価の実施に当たり必要な調査・予測・評価について、予測評価項目ご

とにその方法を定めており、環境影響評価の科学性・合理性を担保するための根幹をなすものである。このため都では、技術指針について、環境影響評価の積み重ねや科学的知見の進展に基づいて適切な科学的判断を加え、所要の改定を行うこととしており、令和７年３月に改正を行っている。

事後調査は、対象事業に係る工事の施行中及び完了後に、当該対象事業が環境に及ぼす影響について予測・評価が適正に行われたことを確認するとともに、環境に及ぼす影響について実測し、解析するものである。

また、事後調査基準は、事業者が事後調査を行うに当たって必要な項目、方法、範囲等について定めたもので、調査・予測・評価を行った項目について、同一の調査方法、同一の調査範囲により、事後調査を行うことを基本としている。

(5) 東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例の規定に基づき、知事の附属機関として設置されている環境影響評価審議会は、予測・評価項目等のそれぞれの分野について、高度な専門的知識を有する学識経験者40名以内をもって構成される（令和８年５月末現在21名）。

また、地域の特性や予測・評価項目の内容等について特別の事項を調査審議するため、必要があるときは臨時委員を置き、更に専門の事項を調査するための専門員を置くことができることとし、審議会の審議に万全を期している。

審議会の主な権限は、①知事が環境影響評価に関する技術指針を定め又は改定するに当たって意見を述べること、②知事が環境影響評価調査計画書を審査し、審査意見書を作成するに当たって、環境影響評価調査計画書の内容を調査・審議し意見を述べること、③知事が環境影響評価書案を審査し、審査意見書を作成するに当たって、環境影響評価書案の内容を調査・審議し意見を述べること、④知事が事後調査の基準を作成するに当たって意見を述べること、⑤知事が事後調査報告書を審査するに当たって、審議会に意見を聴く必要があると認めるものについて、その報告書の内容を審議し、意見を述べること等である。

ア　開催実績

令和７年度は審議会13回、部会17回、現地調査６回

イ　審議実績

令和７年度は諮問７件、答申11件

(6) 条例の施行状況

図表2-4-12　条例の主な施行状況(注)　　（単位：件）

	S57～H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	合計
環境配慮書等の受理	6	1	1	－	1	-	-	-	-	-	-	9
調査計画書等の受理	104	4	6	4	8	4	4	5	3	5	7	154
評価書案等の受理	325	8	5	5	5	6	11	7	5	2	6	385
都民の意見を聴く会等	212	4	2	3	5	-	6	5	1	2	2	242
見解書の受理	287	7	9	5	4	4	15	4	6	4	4	349
事後調査報告書の受理	1,123	34	45	49	40	24	35	24	24	33	30	1,460

（注）法対象事業を含む。

図表 2-4-13　令和７年度中に、調査計画書、環境影響評価書案を受理した案件

	事　業　名	受理年月日	調査計画書	評価書案
1	（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト	令和７年４月７日		○
2	築地地区まちづくり事業	令和７年５月19日	○	
3	（仮称）ニトリモール東八三鷹建設事業	令和７年５月28日	○	
4	（仮称）府中朝日町商業施設計画	令和７年６月２日		○
5	都営南田中団地建替事業	令和７年７月15日	○	
6	東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業	令和７年９月19日		○
7	国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業	令和７年９月19日		○
8	八王子西工業団地内工場新築工事事業	令和７年10月20日	○	
9	（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業	令和７年11月26日		○
10	（仮称）京王重機整備北野工場建替計画	令和７年12月12日		○
11	墨田清掃工場リニューアル事業	令和７年12月22日	○	
12	（仮称）下宮比町地区第一種市街地再開発事業	令和８年１月16日	○	
13	王子駅前地区再開発計画	令和８年１月28日	○	

対象事業及び個別計画の種類と要件

条例の対象となる事業（事業段階環境影響評価）及び個別計画（計画段階環境影響評価）の種類と要件は、次の表に示すとおりである。

図表2-4-14　対象事業及び個別計画の種類と要件

種類	対象事業の要件（内容・規模）の概要	個別計画の要件（内容・規模）の概要
1　道路の新設又は改築	高速自動車国道・自動車専用道路： ［新設］全て ［改築］①車線数の増加 ②新たに道路を設けるもの ③道路の地下移設、高架移設、その他の移設 ④高架の道路又は橋りょうの施設更新（橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。） （長さ1km以上＊1） その他の道路（４車線以上）： ［新設］長さ1km以上＊1 ［改築］（車線数の増加等）長さ1km以上＊1,2 ＊1新設又は改築する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。 ＊2その他の道路の改築は、改築の結果、４車線以上になるものを含む。	その他の道路（４車線以上）： ［新設］長さ2km以上 ［改築］（車線数の増加等）長さ2km以上＊2 ＊2その他の道路の改築は、改築の結果、４車線以上になるものを含む。
2　ダム、湖沼水位調節施設、放水路、堰の新築又は改築	ダ　ム： ［新築］高さ15m以上かつ湛水面積75ha以上 堰： ［新築］湛水面積75ha以上 ［改築］増加する湛水面積が37.5ha以上かつ改築後の湛水面積75ha以上 湖沼水位調節施設： ［新築］設置される土地の面積及び水底の最大水平投影面積の合計が75ha以上 放水路： ［新築］河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上又は75ha以上の土地の形状を変更するもの	放水路： ［新築］河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上
3　鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良	鉄道・軌道・モノレール： ［建設］全て ［改良］①本線路の増設 ②本線路の地下移設、高架移設、その他の移設 ③高架の本線路又は橋りょうの施設更新（橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。） （長さ1km以上＊） ＊改良する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。	鉄道・軌道・モノレール： ［建設］新幹線鉄道を除く全て ［改良］（本線路の増設等）長さ2km以上（新幹線に係る改良を除く。）
4　飛行場の設置又は変更	陸上空港等・陸上ヘリポート： ［新設］全て ［施設更新］全て（既存の施設の全部を除却する場合に限る。） 滑走路： ［新設・位置の変更］全て ［延長］等級の変更を伴うもの等	陸上空港等・陸上ヘリポート： ［新設］全て ［施設更新］全て（既存の施設の全部を除却する場合に限る。） 滑走路： ［新設・位置の変更］全て
5　発電所又は送電線路の設置又は変更	発電所： ［新設］火　力 出力11.25万kW以上 水　力 出力2.25万kW以上 地　熱 出力7500kW以上 原子力 全て ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ 火　力 増加する出力5.625万kW以上かつ増設後出力11.25万kW以上 水　力 増加する出力1.125万kW以上かつ増設後出力2.25万kW以上 地　熱 増加する出力3750kW以上かつ増設後出力7500kW以上 原子力 全て ［施設更新］ 火　力①新たな施設の出力11.25万kW以上（②に該当するものを除く。） ②増加する出力5.625万kW以上かつ施設更新後の出力11.25万kW以上 水　力①新たな施設の出力2.25万kW以上（②に該当するものを除く。）	

	②増加する出力1.125万kW以上かつ施設更新後の出力2.25万kW以上 地　熱①新たな施設の出力7500kW以上（②に該当するものを除く。） ②増加する出力3750kW以上かつ施設更新後の出力7500kW以上 送電線路： ［新設・延長・昇圧・移設＊1・施設更新＊2］電圧17万V以上かつ長さ1km以上 ＊1　鉄塔の移設を伴う場合に限る。 ＊2　鉄塔の除却を伴う場合に限る。	
6　ガス製造所の設置又は変更	［設置］製造能力150万Nm^3／日以上 ［増設］増加する製造能力75万Nm^3／日以上かつ増設後の製造能力150万Nm^3／日以上	
7　石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更	石油パイプライン： ［設置］導管の長さが15kmを超えるもの（地下埋設部分を除く。） ［延長］導管の延長が7.5km以上かつ延長後15km以上 石油貯蔵所： ［新設］貯蔵能力３万kl以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ増設後の貯蔵能力３万kl以上 ［施設更新］ ①新たな施設の貯蔵能力3万kl以上（②に該当するものを除く。） ②増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ施設更新後の貯蔵能力3万kl以上	
8　工場の設置又は変更	製造業に係る工場又は事業場＊： ［新設］ ①敷地面積9000㎡以上 ②建築面積3000㎡以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積4500㎡以上かつ増設後の敷地面積9000㎡以上 ②増加する建築面積1500㎡以上かつ増設後の建築面積3000㎡以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積9000㎡以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500㎡以上かつ施設更新後の敷地面積9000㎡以上 ③新たな施設の建築面積3000㎡以上（④に該当するものを除く。） ④増加する建築面積1500㎡以上かつ施設更新後の建築面積3000㎡以上 ＊大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法の特定施設を有するもの	製造業に係る工場又は事業場＊： ［新設］ ①敷地面積18000㎡以上 ②建築面積6000㎡以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積9000㎡以上かつ増設後の敷地面積18000㎡以上 ②増加する建築面積3000㎡以上かつ増設後の建築面積6000㎡以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積18000㎡以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積9000㎡以上かつ施設更新後の敷地面積18000㎡以上 ③新たな施設の建築面積6000㎡以上（④に該当するものを除く。） ④増加する建築面積3000㎡以上かつ施設更新後の建築面積6000㎡以上 ＊（同左）
9　終末処理場の設置又は変更	［新設］ ①敷地面積5ha以上 ②汚泥処理能力（固形物量）100t／日以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積2.5ha以上かつ増設後の敷地面積5ha以上 ②増加する汚泥処理能力50t／日以上かつ増設後の処理能力100t／日以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積5ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積2.5ha以上かつ施設更新後の敷地面積5ha以上 ③新たな施設の施工区域面積5ha以上 ④新たな施設の汚泥処理能力100t／日以上（⑤に該当するものを除く。） ⑤増加する汚泥処理能力50t／日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力100t／日以上	［新設］ ①敷地面積10ha以上 ②汚泥処理能力（固形物量）200t／日以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積5ha以上かつ増設後の敷地面積10ha以上 ②増加する汚泥処理能力100t／日以上かつ増設後の処理能力200t／日以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積10ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上 ③新たな施設の施工区域面積10ha以上 ④新たな施設の汚泥処理能力200t／日以上（⑤に該当するものを除く。） ⑤増加する汚泥処理能力100t／日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力200t／日以上

10　廃棄物処理施設の設置又は変更	ごみ処理施設： ［新設］施設の種類ごとの処理能力200t／日以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する施設の種類ごとの処理能力100t／日以上かつ増設後の処理能力200t／日以上 ［施設更新］ ①新たな施設の種類ごとの処理能力200t／日以上（②に該当するものを除く。） ②増加する施設の種類ごとの処理能力100t／日以上かつ施設更新後の処理能力200t／日以上 し尿処理施設： ［新設］処理能力100kl／日以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する処理能力50kl／日以上かつ増設後の処理能力100kl／日以上 ［施設更新］ ①新たな施設の処理能力100kl／日以上（②に該当するものを除く。） ②増加する処理能力50kl／日以上かつ施設更新後の処理能力100kl／日以上 陸上最終処分場： ［設置］埋立面積1ha以上又は埋立容量５万m^3以上（特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m^2以上） ［増設］増加する埋立面積5000m^2以上かつ増設後の面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m^3以上かつ増設後の容量５万m^3以上（特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m^2以上かつ増設後の面積1000m^2以上） 産業廃棄物の中間処理施設： ［新設］ ①敷地面積9000m^2以上 ②建築面積3000m^2以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積4500m^2以上かつ増設後の敷地面積9000m^2以上 ②増加する建築面積1500m^2以上かつ増設後の建築面積3000m^2以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな中間処理施設の用に供する敷地面積9000m^2以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500m^2以上かつ施設更新後の敷地面積9000m^2以上 ③新たな施設の建築面積3000m^2以上（④に該当するものを除く。） ④増加する建築面積1500m^2以上かつ施設更新後の建築面積3000m^2以上	
11　埋立て又は干拓	埋立て又は干拓面積15ha以上	埋立て又は干拓面積30ha以上
12　ふ頭の設置	［新設］係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上 ［施設更新］新たなふ頭の係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上	［新設］係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上 ［施設更新］新たなふ頭の係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上
13　住宅団地の設置	［新設］住宅戸数1500戸以上 ［施設更新］新たな住宅戸数1500戸以上	［新設］住宅戸数3000戸以上 ［施設更新］新たな住宅戸数3000戸以上
14　高層建築物の設置	［新築］高さ100m超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積10万m^2超（駐車場面積を含む。）＊ ［施設更新］新たな建築物の高さ100m超（同上）かつ延べ面積10万m^2超（同上）＊ ＊特定の地域については、高さ180m超（同上）かつ延べ面積15万m^2超（同上）	
15　自動車駐車場の設置又は変更	路面外に設置する駐車場（臨時に設置するものを除く。）： ［新設］同時駐車能力1000台以上 （住宅の居住者用を除く。） ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する駐車能力500台以上かつ増設後の駐車能力1000台以上（同上） ［施設更新］ ①新たな駐車場の駐車能力1000台以上（同上）（②に該当するものを除く。） ②増加する駐車能力500台以上かつ施設更新後の駐車能力1000台以上（同上）	路面外に設置する駐車場（臨時に設置するものを除く。）： ［新設］同時駐車能力2000台以上 （住宅の居住者用を除く。） ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する駐車能力1000台以上かつ増設後の駐車能力2000台以上（同上） ［施設更新］ ①新たな駐車場の駐車能力2000台以上（同上）（②に該当するものを除く。） ②増加する駐車能力1000台以上かつ施設更新後の駐車能力2000台以上（同上）

16　卸売市場の設置又は変更	［新設］敷地面積10ha以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する敷地面積5ha以上かつ増設後敷地面積10ha以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で、新たな卸売市場の敷地面積10ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上 ③新たな施設の施工区域面積10ha以上	［新設］敷地面積20ha以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する敷地面積10ha以上かつ増設後敷地面積20ha以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で、新たな卸売市場の敷地面積20ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積10ha以上かつ施設更新後の敷地面積20ha以上 ③新たな施設の施工区域面積20ha以上
17　流通業務団地造成事業	全て	全て
18　土地区画整理事業	事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）	事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）
19　新住宅市街地開発事業	施行区域面積40ha以上	
20　工業団地造成事業	全て	全て
21　市街地再開発事業	施行区域面積20ha以上	施行区域面積40ha以上
22　新都市基盤整備事業	全て	全て
23　住宅街区整備事業	施行区域面積20ha以上	施行区域面積40ha以上
24　第二種特定工作物の設置又は変更	［新設］事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上） ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する事業区域面積が20ha以上かつ増設後の面積40ha以上（樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する事業区域面積が10ha以上） ［施設更新］ ①新たな第二種特定工作物の事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）（②に該当するものを除く。） ②増加する事業区域面積20ha以上かつ施設更新後の面積40ha以上（樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する面積10ha以上）	［新設］事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上） ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する事業区域面積が40ha以上かつ増設後の面積80ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は増加する事業区域面積が20ha以上） ［施設更新］ ①新たな第二種特定工作物の事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）（②に該当するものを除く。） ②増加する事業区域面積40ha以上かつ施設更新後の面積80ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は増加する面積20ha以上）
25　建築物用の土地の造成	事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）	事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）
26　土石の採取又は鉱物の掘採	施行区域面積10ha以上	

平成30年の条例改正で、新たに「施設更新」を定義し、規模要件等を明確化した（令和３年１月施行）。環境影響評価条例及び環境影響評価条例施行規則で定める施設更新の定義は次のとおりである。

■条例別表備考（抄）　既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。）の全部又は一部の除却と併せて、当該施設と同一の敷地において、当該施設と同一の用に供する新たな施設を設ける行為

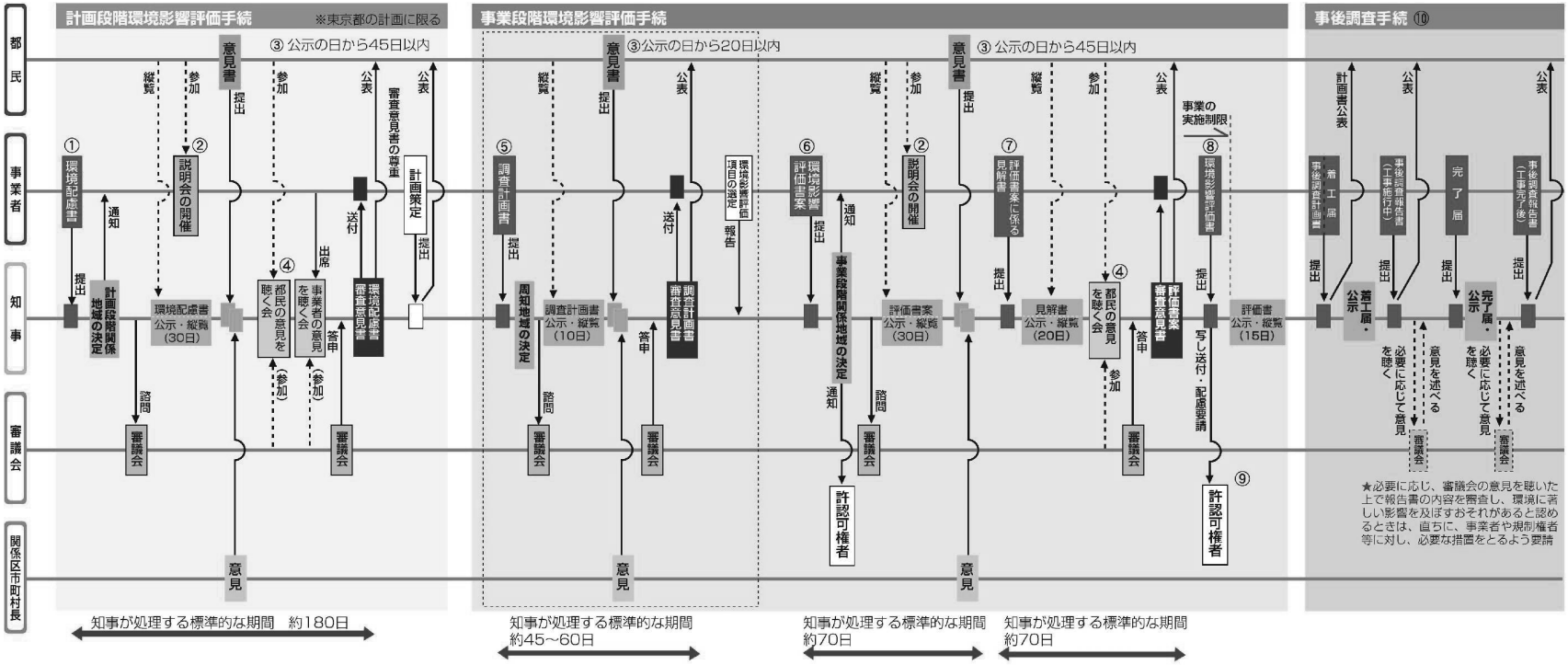
■規則別表第一　備考（抄）1　施設更新からは、補修工事等施設の保全のために行う行為その他の知事が別に定める行為を除く。
2　施設更新には、新たな施設の敷地の一部のみが既存の施設の敷地の範囲にあることとなる行為を含む。
3　同一の用に供する新たな施設とは、施設更新がなされる前と同一の対象事業に係る施設の用に供する新たな施設をいう。

広域複合開発計画の要件

条例の対象となる広域複合開発計画（計画段階環境影響評価）の要件は、次に示すとおりである。

1　地域面積　30ha以上
2　複数の対象事業（規模は問わない。）の実施を予定していること。
3　対象地域、規模、計画人口、用途別土地利用計画を定める計画であること。

東京都環境影響評価条例に定める基本手続



①環境配慮書
事業者は、対象計画を策定しようとするときは、採用可能な複数の計画案等を記載した「環境配慮書」を作成します。「環境配慮書」は公示され、公示の日から30日間縦覧されます。

②説明会
事業者は「環境配慮書」「評価書案」についての内容を都民の皆さんにお知らせするため、縦覧期間内に説明会を開催します。

③都民の意見書の提出
都民の皆さんは、「環境配慮書」「調査計画書」「評価書案」について、環境保全の見地からの意見を一定の期日内に提出することができます。

※特例環境配慮書の手続は、通常のものと異なります。

④都民の意見を聴く会の開催
知事は、「環境配慮書」「評価書案及び評価書案に係る見解書」について都民の皆さんの意見を聴くため「都民の意見を聴く会」を開催します。環境影響評価審議会委員が参加し、皆さんの意見を聴くことがあります。

⑤調査計画書
事業者は、対象事業を実施しようとするときは、事業実施による環境影響の調査・予測や評価手法を記載した調査計画書を作成します。調査計画書は公示され、公示の日から10日間縦覧されます。計画段階手続を実施した事業で、一定の手続を経たものについては、調査計画書の手続を省略することができます。

⑥環境影響評価書案
「調査計画書」に基づき事業者は「環境影響評価書案」を作成します。「環境影響評価書案」は公示され、公示の日から30日間縦覧されます。知事が指定する特定の地域内で規則で定める事業を実施する場合は、事業段階手続は評価書案からスタートできます。

⑦見解書
評価書案についての都民の皆さんの意見などに対して事業者は「見解書」を作成します。「見解書」は公示され、公示の日から20日間縦覧されます。

⑧環境影響評価書
「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間縦覧されます。

⑨許認可権者への配慮要請
知事は、許認可権者に対し、事業の実施についての許認可を行うに際して「環境影響評価書」の内容について十分配慮するよう要請します。

⑩事後調査手続
事業者は、工事に着手するときは届出を行うとともに、事後調査を実施するための計画書（「事後調査計画書」）を提出します。また、工事着手後は事後調査報告書（工事施行中）を、工事が完了したときは、工事完了の届出と事後調査報告書（工事完了後）を提出します。

付　　表

〔付表１〕主な附属機関一覧表

名　　称	東京都環境審議会
設置年月日	平成６年８月１日
設置の根拠	環境基本法（平成５年法律第91号） 東京都環境基本条例（平成６年条例第92号）
所掌事項	(1) 環境基本計画に関すること。 (2) 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第５条の５第３項を除く。）によりその権限に属させられた事項 (3) その他環境の保全に関する基本的事項
構　　成	知事が任命する委員　42人以内
令和７年度審議事項	東京都環境基本計画に掲げた施策の進捗状況について
令和７年度開催回数	総会１回
備　　考	企画政策部会、大気騒音部会及び水質土壌部会がある。
担当部課	総務部　環境政策課

名　　称	東京都公害審査会
設置年月日	昭和46年４月１日
設置の根拠	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号） 東京都公害紛争処理条例（昭和45年条例第149号）
所掌事項	公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁を行うこと。
構　　成	会長　委員の互選 委員　人格高潔で識見の高い者　15名（議会の同意を要する。） ＊専門調査員（30名以内）を置くことができる。
令和７年度 審議事項	前年度から繰り越された調停事件　３件 令和７年度に新たに申請された調停事件　３件 令和７年度に新たに申請されたあっせん事件　０件 令和７年度中に終結した事件　１件 うち、調停打切り　１件
令和７年度 開催回数	総会２回、調停委員会等27回
備　　考	
担当部課	総務部　総務課

名　　称	東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会
設置年月日	平成４年12月24日
設置の根拠	・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号） ・東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成４年条例第158号）
所掌事項	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号）の規定に基づく総量削減計画の策定及び進行管理に関すること。
令和７年度審議事項	・なし
構　　成	会長　委員の互選 委員　知事 都公安委員長 関係区市町の長 関係地方行政機関の長 関係道路管理者　　計60人以内
令和７年度開催回数	０回
備　　考	令和４年に国が自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を改定したことに伴い、都も計画を令和５年度の本協議会の調査審議を踏まえて策定した。
担当部課	環境改善部　自動車環境課

名　　称	東京都自然環境保全審議会
設置年月日	昭和47年12月５日
設置の根拠	自然環境保全法（昭和47年法律第85号） 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年条例第216号）
所掌事項	(1) 施策の方針に関すること。 (2) 条例第17条第１項の保全地域及び第18条第１項の保全計画に関すること。 (3) 条例第39条第１項の東京都希少野生動植物種及び第43条第１項の東京都希少野生動植物保護区並びに第44条の保護増殖事業に関すること。 (4) 条例第47条第３項（第48条第３項及び第49条第３項において準用する場合を含む。）の許可に関すること。 (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属する事項に関すること。 (6) 東京都自然公園条例（平成14年条例第95号）の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第９条第２項の国定公園に関する公園事業に関すること。 (7) 上記に掲げるもののほか、重要事項に関すること。
構　　成	会長　委員の互選 委員　都民及び自然の保護と回復に関する学識経験を有する者　28人以内 ※臨時委員を置くことができる。
令和７年度審議事項	本審議会　２回開催 ・奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について ・新宿区上落合の温泉動力の装置について ・渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について ・神津島村錆崎の温泉掘削について ・町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪） ・町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山）
	計画部会　４回開催 ・東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて（報告） ・町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪） ・町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山） ・東京の自然公園ビジョンの改訂について
	規制部会　１回開催（部会長の選任についてのみ実施）
	鳥獣部会　３回開催 ・奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について ・村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
	温泉部会　３回開催 ・新宿区上落合の温泉動力の装置について ・渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について ・神津島村錆崎の温泉掘削について
令和７年度開催回数	本審議会２回、部会11回
備　　考	計画部会、規制部会、鳥獣部会、温泉部会がある。
担当部課	自然環境部　計画課

名　　称	東京都廃棄物審議会
設置年月日	平成12年４月１日
設置の根拠	東京都廃棄物条例（平成４年条例第140号）
所掌事項	(1) 廃棄物の発生抑制及び再利用を促進するための施策に関する事項 (2) 廃棄物の適正処理を確保するための施策に関する事項 (3) 廃棄物処理法第５条の５第３項の規定に基づく廃棄物処理計画に関する事項
構　　成	知事が任命する委員　20人以内
令和７年度審議事項	東京都廃棄物処理計画の改定について
令和７年度開催回数	総会２回、部会７回（計画部会７回）
備　　考	
担当部課	資源循環推進部　計画課

名　　称	東京都環境影響評価審議会
設置年月日	昭和56年５月20日
設置の根拠	東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）
所掌事項	(1) 環境影響評価に係る技術上の指針に関すること。 (2) 環境配慮書に関すること。 (3) 環境影響評価調査計画書に関すること。 (4) 環境影響評価書案に関すること。 (5) 事後調査基準に関すること。 (6) 事後調査報告書に関すること。 (7) 環境影響評価及び事後調査に係る重要事項に関すること。
構　　成	会長　委員の互選 委員　学識経験を有するもの　40人以内 ※臨時委員及び専門員を置くことができる。
令和７年度審議事項	１　諮問　12件 (1) 特例環境配慮書　０件 (2) 環境影響評価調査計画書　７件 (3) 環境影響評価書案　６件 (4) 計画段階環境配慮書　０件 (5) 環境影響評価方法書　０件 (6) 環境影響評価準備書　０件 (7) 環境影響評価制度の見直し　０件 ２　答申　11件 (1) 特例環境配慮書　０件 (2) 環境影響評価調査計画書　８件 (3) 環境影響評価書案　３件 (4) 計画段階環境配慮書　０件 (5) 環境影響評価方法書　０件 (6) 環境影響評価準備書　０件 (7) 環境影響評価制度の見直し　０件 ３　意見聴取等　22件 変更届　22件 意見聴取　０件
令和７年度開催回数	総会13回、部会17回
備　　考	会長、第一部会（11人）、第二部会（11人、うち２人は併任）　計21人
担当部課	総務部　環境政策課

〔付表２〕東京都政策連携団体（環境局所管）　　（令和８年８月１日現在）

<table>
<tr><td>団　体　名</td><td colspan="2">公益財団法人東京都環境公社</td></tr>
<tr><td>設立目的</td><td colspan="2">地球温暖化防止活動の推進、省資源化と資源の循環利用の促進等、環境に係る事業を通じて、快適な都市環境の向上に貢献し、もって環境負荷の少ない都市東京の実現に寄与すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">団体の概要</td><td>設立年月日</td><td>昭和37年５月14日</td></tr>
<tr><td>代　表　者</td><td>小川　謙司（理事長）</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td>東京都墨田区江東橋四丁目26番５号</td></tr>
<tr><td>基本財産</td><td>356百万円</td></tr>
<tr><td>出　　資</td><td>東京都　356百万円</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="2">(1)地球温暖化防止活動の支援等に関する事業
(2)資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業
(3)生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業
(4)大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業
(5)環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業
(6)環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業
(7) その他、(1)から(6)までの公益目的事業の推進に資するために必要な事業</td></tr>
<tr><td>決算の概要</td><td colspan="2">＜令和７年度決算＞
（単位：百万円）

<table>
<tr><td rowspan="8">貸借対照表</td><td>資産合計</td><td>４７９，４２０</td></tr>
<tr><td>流動資産</td><td>８，７６７</td></tr>
<tr><td>固定資産</td><td>４７０，６５３</td></tr>
<tr><td>負債合計</td><td>４７３，６５１</td></tr>
<tr><td>流動負債</td><td>６，４６７</td></tr>
<tr><td>固定負債</td><td>４６７，１８４</td></tr>
<tr><td>正味財産合計</td><td>５，７６９</td></tr>
<tr><td>うち基本財産へ充当</td><td>３５６</td></tr>
<tr><td rowspan="9">正味財産増減計算書</td><td>経常収益計</td><td>１４，２６６</td></tr>
<tr><td>経常費用計</td><td>１４，２５５</td></tr>
<tr><td>当期経常増減額</td><td>７</td></tr>
<tr><td>経常外収益</td><td>１</td></tr>
<tr><td>経常外費用</td><td>２</td></tr>
<tr><td>当期経常外増減額</td><td>△２</td></tr>
<tr><td>法人税等</td><td>３</td></tr>
<tr><td>当期一般正味財産増減額</td><td>３</td></tr>
<tr><td>正味財産期末残高</td><td>５，７６９</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">総務部　環境政策課</td></tr>
</table>

（凡例：表中の数値は表示単位未満を四捨五入している。なお、端数調整は行っていない。）

〔付表３〕東京都事業協力団体（環境局所管）　　（令和８年８月１日現在）

<table>
<tr><td>団　体　名</td><td colspan="2">東京熱供給株式会社</td></tr>
<tr><td>設立目的</td><td colspan="2">都市排熱の有効活用等により、安定的かつ継続的に冷暖房給湯にかかる熱供給を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">団体の概要</td><td>設立年月日</td><td>昭和56年９月25日</td></tr>
<tr><td>代　表　者</td><td>木村　健治（代表取締役社長）</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td>東京都千代田区九段南四丁目８番８号　日本ＹＷＣＡ会館３階</td></tr>
<tr><td>資　本　金</td><td>750百万円</td></tr>
<tr><td>出資構成</td><td>東京都　188百万円（25.0%）
東京電力エナジーパートナー㈱　146百万円（19.5%）
東京ガス㈱　146百万円（19.5%）
日本総合住生活㈱　75百万円（10.0%）
その他　195百万円（26.0%）</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="2">(1) 光が丘団地地区熱供給事業
(2) 品川八潮団地地区熱供給事業
(3) 竹芝地域熱供給事業
(4) 八王子南大沢地域熱供給事業
(5) 東京国際フォーラム地域熱供給事業</td></tr>
<tr><td>決算の概要</td><td colspan="2">＜令和７年度決算＞
（単位：百万円）

<table>
<tr><td rowspan="8">貸借対照表</td><td>資産合計</td><td>９，９８９</td></tr>
<tr><td>流動資産</td><td>１，３９９</td></tr>
<tr><td>固定資産</td><td>８，５９０</td></tr>
<tr><td>負債合計</td><td>７，５２４</td></tr>
<tr><td>流動負債</td><td>１，７４３</td></tr>
<tr><td>固定負債</td><td>５，７８１</td></tr>
<tr><td>純資産合計</td><td>２，４６５</td></tr>
<tr><td>資本金</td><td>７５０</td></tr>
<tr><td rowspan="10">損益計算書</td><td>営業利益</td><td>９４</td></tr>
<tr><td>営業収益</td><td>４，８４９</td></tr>
<tr><td>営業費用</td><td>４，７５５</td></tr>
<tr><td>売上原価</td><td>３，２２２</td></tr>
<tr><td>販売費・一般管理費</td><td>１，５３３</td></tr>
<tr><td>営業外利益</td><td>△１４６</td></tr>
<tr><td>営業外収益</td><td>８</td></tr>
<tr><td>営業外費用</td><td>１５４</td></tr>
<tr><td>経常利益</td><td>５２</td></tr>
<tr><td>特別利益</td><td>－</td></tr>
<tr><td>法人税等</td><td>△２１</td></tr>
<tr><td>当期純利益</td><td>３１</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">気候変動対策部　計画課</td></tr>
</table>

（凡例：表中の数値は表示単位未満を四捨五入している。なお、端数調整は行っていない。）

環 境 局 事 業 概 要

令和８年版

印刷物規格表　第二類
登録番号（８）２３

環境資料　第38015号

令和８年９月発行

編集・発行　東京都環境局総務部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話　03（5388）3417　（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

印　　刷　有限会社雄久社
東京都世田谷区一丁目２４番７号
電話　03（5451）7030

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo